

入院分の乳幼児医療費の支給を 中学校修了までに拡大します

平成21年6月1日診療分から、入院に係る乳幼児医療費の支給対象年齢を、中学校修了までに拡大します。また、名称も「こども医療費給付事業」となります。

- <通院> 小学校就学前まで → 変更なし
- <入院> 小学校就学前まで → 中学校修了まで（6月1日診療分～）

■小学1年生～中学3年生（入院する時のみ手続きしてください）

対象児が入院時、対象児の健康保険証と保護者名義の通帳を持参のうえ、福祉健康課で「こども医療費受給資格証」の交付を受けてください。

申請は、医療機関の窓口で保険診療一部負担金を支払った領収書を「こども医療費支給申請書」と一緒に福祉健康課窓口提出してください。

入院の場合、町内の医療機関であっても、入院による保険診療一部負担金はお支払いください。

※入院されていない場合、登録の手続きは不要です。

■0歳～小学校就学前のお子さん

変更はありません。

乳幼児医療費受給者証をお持ちの方は、医療費の名称が変更になりますが、受給者証は引き続きご使用になれます。

手続きは不要です。これまでと同様に支給を受けてください。



税務課のお知らせ

問合せ／町民税担当 ☎991-1833

町県民税が 公的年金から 天引き されます

公的年金受給者の納税の利便性向上と市町村における事務の効率化を図る観点から、公的年金等に係る町県民税の納付方法が変わります。本人が納めていただく方法（普通徴収）から、公的年金が支給される際に天引きして納める方法（特別徴収）へ変更します。

- 平成21年10月支給分から実施されます。
- 町県民税の納付方法が変わるだけで、新たな税負担が発生するものではありません。
- 年金からの天引きの影響により、平成21年度の納税通知書の発送が、平成21年6月10日以降になります。

公的年金から特別徴収される方

前年中に公的年金の支給を受けていた方で、当該年の4月1日において老齢基礎年金等の公的年金の支給を受けている65歳以上の方が対象となります。ただし、次のような場合は特別徴収の対象となりません。

- ・当該年の1月2日以降に転出した場合
- ・介護保険料が公的年金から特別徴収(天引き)されていない場合
- ・老齢基礎年金等の給付の年額が18万円未満である場合
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金の年額から引ききれない場合

